信濃川水系北信圏域河川整備計画
（概要版）

菜の花公園と千曲川（飯山市）
（写真提供：信州・長野県観光協会）

豊丘ダム（須坂市）

夜間瀬川（中野市）

平成27年７月

長　野　県

しあわせ信州

第１章　対象圏域と河川の現状

第１節　対象圏域の概要

長野県内の信濃川水系の流域は、県土のほぼ北半分を占めており、地形、地域特性から７圏域（北信圏域・長野圏域・上小圏域・北佐久圏域・南佐久圏域・高瀬川圏域・松本圏域）に分割しています。このうち、北信圏域は千曲川本川流域の最下流部にあたる圏域で、飯山市、中野市、須坂市、小布施町、山ノ内町、高山村、野沢温泉村、木島平村、栄村の３市２町４村で構成されています。

第２節　圏域内の河川の現状と課題

北信圏域内の河川は、山間地において急峻な渓流を形成し、千曲川に合流する前の平地では流れが緩やかになり、その中間部には扇状地が形成され、上流部から発生する土砂の堆積作用により天井川となっている河川が見られます。

過去の主な水害は、昭和56年、57年、58年に連続して発生した洪水で、各地で浸水被害が発生しました。特に昭和57年9月の台風18号では、千曲川の支川である樽川が、千曲川の背水に伴う水位上昇により溢水・破堤し、多数の家屋が浸水するなど甚大な被害が発生しました。また、昭和56年8月、同58年9月の台風による洪水では、千曲川の水位の上昇により、地盤が低い箇所で排水不良が生じ、八木沢川や篠井川等の河川で内水被害が発生しました。

千曲川の長野県管理区間においては、昭和57年9月の台風18号により栄村箕作・月岡地先において、昭和58年9月の台風10号により、飯山市岡山地先において、それぞれ家屋の浸水被害が発生しました。

近年においては、平成16年10月、18年7月に台風や梅雨前線豪雨の影響により、栄村箕作～月岡地先では無堤区間において浸水被害が発生しました。

こうしたことから、再度災害の防止を図るため、昭和58年から同60年にかけて栄村箕作地先において、また、昭和59年から同63年にかけて野沢温泉村東大滝地先において堤防等の整備を行いました。平成4年からは、飯山市照岡・岡山地先（桑名川地先）、平成18年からは飯山市下境地先の無堤地においても、堤防等の整備を進めています。しかしながら、依然として、堤防の高さ等が不足している区間があることから、引き続き、堤防の嵩上げ等の整備が必要となっています。

▲栄村箕作･月岡地先

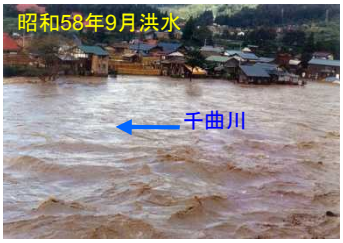

▲栄村箕作地先

▲飯山市下境地先

千曲川の長野県管理区間では、河川が蛇行し、瀬や淵が多く存在するため、魚類にとって良好な生息環境が形成されています。瀬や淵にはウグイ・オイカワ・アユ等、ワンドやたまりにはナマズ、カマツカ等が生息しています。西大滝ダムの湛水域にはコイ、ナマズ、フナ類やクサガメ、スッポンなどのカメ類が生息しています。

瀬や淵は、コガモ、アオサギ類が餌場としても利用しています。また、河川沿いの切り立った崖は、ヤマセミの営巣場所となっています。

植生では、低木層のカワヤナギ、タチヤナギ、コゴメヤナギなどのヤナギ類、亜高木及び高木層のオニグルミ、ミズナラ、ブナ、スギ等の群落により構成されています。

また、外来種の侵入も確認されており、植物では特定外来生物のアレチウリや要注意外来生物に選定されているハリエンジュ、魚類では特定外来生物のブルーギル、オオクチバス、コクチバスなど、その拡大が懸念されています。

しあわせ信州

第２章　河川整備計画の目標に関する事項

第１節　計画対象区間

今回の河川整備計画の対象とする区間は、一級河川61河川、総延長は約421kmです。（図－１参照）

第２節　計画対象期間

本整備計画の対象期間は、信濃川水系河川整備計画（大臣管理区間）と整合を図り、河川の整備の実施に関する事項に記載されている河川整備が千曲川の長野県管理区間の上下流部と一連の効果を発現する期間として、概ね30年間とします。

第３節　洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

［千曲川の長野県管理区間］

水系一貫となって災害防止・被害最小化を図る観点から、上下流、本支川のバランスを確保し、大臣管理区間や新潟県管理区間について整備に関する情報を共有するなど、関係する河川管理者と連携を図りつつ、水系全体として段階的かつ着実に治水安全度の向上を図るため優先的に整備を進めます。

整備にあたっては、上流大臣管理区間の整備目標と整合を図り、昭和34年8月洪水や昭和58年9月洪水、平成18年7月洪水等の上流からの洪水特性を踏まえ、昭和58年9月洪水と同規模の洪水が発生しても、堤防の決壊・越水等による家屋の浸水被害の防止又は軽減が図られます。（図－２，３参照）

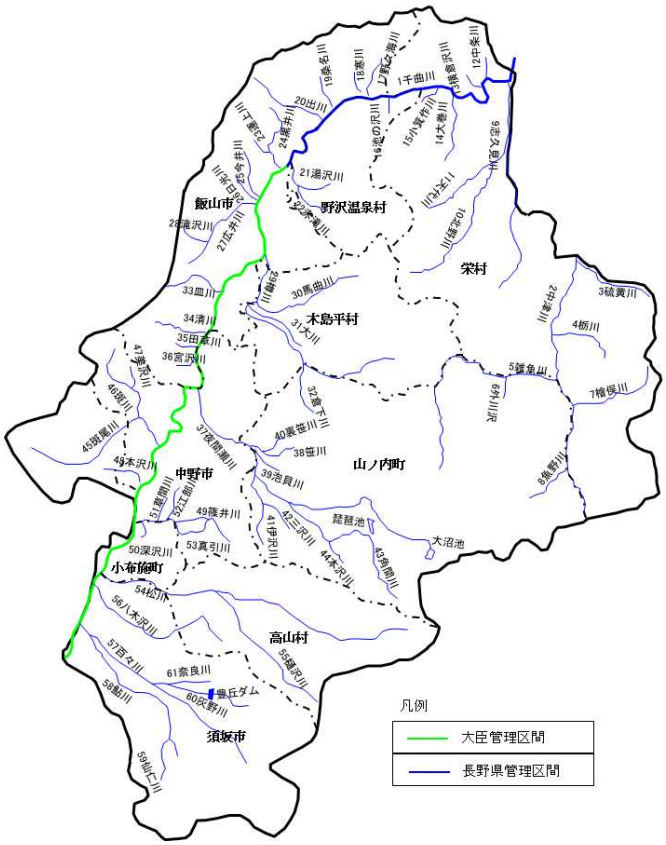

図－１　計画対象圏域図

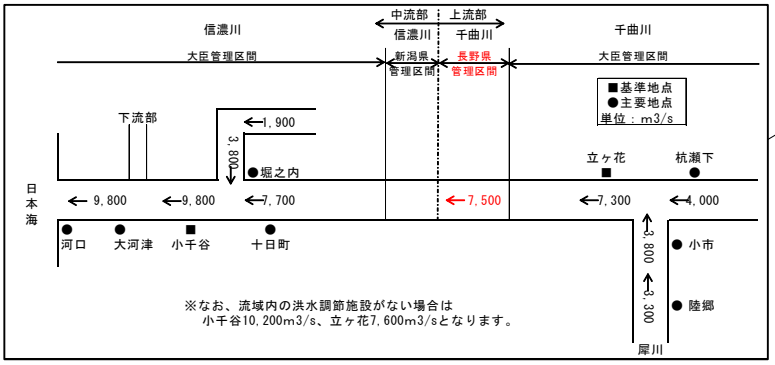

図－２　昭和58年9月洪水と同規模の洪水（上流部）及び
昭和56年8月洪水と同規模の洪水（中流部）（単位m3/s）

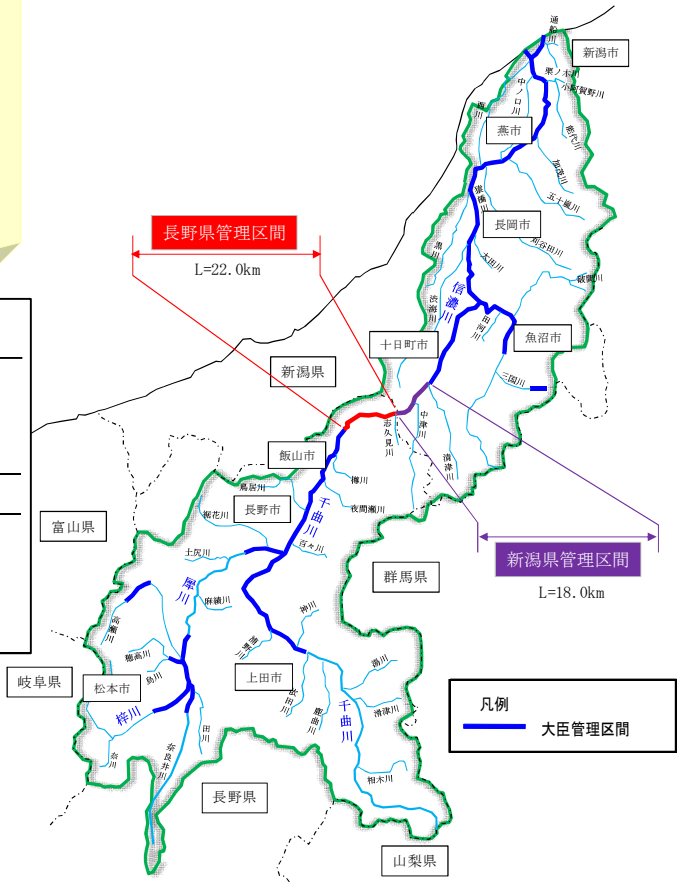

図－３　信濃川流域全体図

第４節　河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

河川敷や堤防天端等の河川利用については、沿川の土地利用にも配慮し、関係住民や自治体等と連携を図りながら適正な空間利用に努めます。

異常渇水時には、関係者と連携し、節水等の広報活動を行うとともに、必要に応じて利水関係者間の調整を図るための情報提供に努めます。

千曲川においては、発電取水による減水区間が生じている箇所もあり、水環境と水利用の調和のため、関係者との調整を図ります。

その他の河川については、各河川の水利用の実態や地元住民の意見を参考に、優先度の高い河川について、取水状況の把握や流量等のデータの蓄積及び動植物の保護、流水の清潔の保持等のための管理目安となる正常流量の調査・検討を行います。

第５節　河川環境の整備と保全に関する目標

河川工事及び維持にあたっては、多自然川づくりを基本とし、現状の河床形態や植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した瀬・淵の保全等、その影響の回避・低減に努め、良好な河川環境の保全・復元に努めます。

また、河川愛護団体や流域住民との情報交換により河川の流況等の把握に努めるとともに、河川愛護活動を支援し、住民参加による河川環境の保全を推進します。

特定外来生物等の増大により、在来生物の捕食や、生息・生育・繁殖環境の破壊及び採餌環境の競合など、従来の生態系が攪乱されています。このような特定外来生物等の侵入を阻止し、拡散を防止するため、関係機関と連携し、特定外来生物等が及ぼす影響や抑止策について広報活動を行い、駆除・拡散防止に努めます。

第６節　河川の維持管理に関する目標

堤防、ダム、樋門等の河川管理施設の機能について、定期的に点検を行い、一定の水準を確保します。また、今後、老朽化の進行が見込まれる河川管理施設については、計画的かつ効率的な維持管理や更新を行います。

河道内に繁茂した樹木や堆積土砂については、流水の阻害とならないよう、動植物の生息・生育・繁殖環境への影響などに配慮しながら適切に除去します。

第３章　河川の整備の実施に関する事項

第１節　河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川の工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要

（１）洪水時に家屋等への被害が生じる恐れのある表－1及び図－4に示す4箇所において、築堤等を実施します。

（２）長期間の供用により老朽化が著しく治水機能が劣っている河川管理施設については、施設機能の確実性を確保するため、計画的に既存の河川管理施設の機能向上を図るとともに、重点的に整備を進めていきます。

（一）千曲川　　表－1　実施箇所表

	施行の場所			河川整備の種類
	地先	左右岸区分	区間	
①	栄村箕作地先～栄村月岡地先	右岸	6.6k～7.4k付近	築堤等
②	野沢温泉村東大滝地先	右岸	12.0k～12.5k付近	築堤等
③	飯山市照岡地先～飯山市馬場地先	左岸	15.1k～17.7k付近	築堤等
④	飯山市下境地先	左岸	19.8k～20.5k付近	築堤等

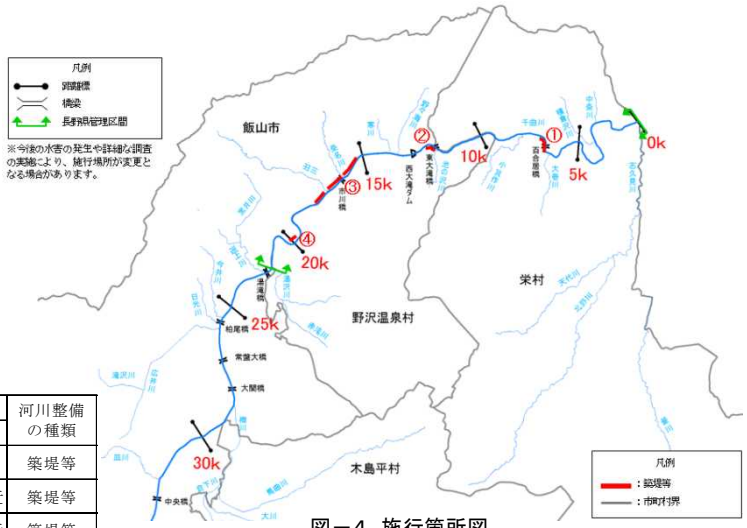

図－4　施行箇所図

第２節　河川の維持の目的、種類及び施行の場所

土砂が堆積し洪水の流下の阻害となる等、治水上の支障となる場合は、動植物の生育・生息・繁殖環境に配慮しつつ堆積土砂の除去、立木伐採等の適切な維持管理を行います。

河川管理施設の維持管理については、河川構造物の変状や異常の早期発見のため、堤防除草や定期的な河川巡視を行い、河川管理上支障をきたす場合は速やかに修繕等必要な対策を行います。さらに、老朽化の進行が懸念されるダム、樋門等の河川管理施設については、長寿命化計画を策定し、効率的かつ計画的な維持修繕を行います。

また、本来備えるべき機能を発現できない恐れのある河川管理施設については、必要に応じて補修・修繕等を実施します。

河川の水量、水質については、関係市町村、利水関係者、河川愛護団体及び漁協関係者等から積極的に情報を収集するとともに、河川パトロールや河川愛護団体等と連携を図り、流水の状況把握に努めます。

第４章　河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項

第１節　河川情報の提供に関する事項

整備途上に施設能力以上の洪水が発生した場合や、計画規模を上回る洪水が発生した場合においては、被害を最小限に抑えるため、ソフト対策の積極的な推進を図ります。

雨量や水位情報をリアルタイムで収集し、関係機関に提供することにより、水防活動等の必要な対策への支援を迅速に行います。

関係機関と連携し、ハザードマップの周知を図り、地域住民の防災意識の啓発や高揚を図ります。

パンフレット配布やインターネット等を通じ、河川事業の紹介等、河川に関する情報の提供に努めます。

第２節　地域や関係機関との連携等に関する事項

水防計画を樹立し、関係機関と連携し、洪水による被害を防止又は軽減するための水防活動を支援します。

内水被害に対しては、関係機関と連携を図り、県が所有する排水ポンプ車等を効率的に運用し、内水被害の軽減に努めます。

治水上影響が大きい土地の改変を伴う開発行為については、関係機関と連携して河川への雨水流出量の低減に努めます。

河川愛護団体と連携した草刈り、ゴミ拾い等を通じ、河川美化活動、河川愛護活動の普及に努め、地域の住民・企業と新たなパートナーシップの形成を図ります。

ハリエンジュやアレチウリ等の外来生物については、関係機関と連携して移入回避・拡大防止に努めるとともに、必要に応じて伐採等を実施します。

河川が環境教育の場として有効に活かされるよう、河川管理者として支援・協力していきます。

本誌は信濃川水系北信圏域河川整備計画の概要を示したものであり、
本文については、下記のホームページで見ることができます。

信濃川水系北信圏域河川整備計画（「長野県 Web Site 信州」内）
http://www.pref.nagano.lg.jp/kasen/infra/kasen/keikaku/sebikeikaku/hokushin.html

●**長野県建設部河川課**
〒380-8570　長野県長野市大字南長野字幅下692-2
TEL：026-235-7310（直通）　E-mail：kasen@pref.nagano.lg.jp

●**長野県北信建設事務所**
〒383-8515　中野市大字壁田955
TEL：0269-22-3111（代表）E-mail：hokushin-seibi@pref.nagano.lg.jp

●**長野県須坂建設事務所**
〒382-0073　須坂市大字須坂字中縄手1699-11
TEL：026-245-1670（代表）E-mail：suzakaken-seibi@pref.nagano.lg.jp

しあわせ
信州